

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとします。

1. 電気料金の支払期日

被災されたお客さまの2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降に限ります）、2024年1月、2月および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。

3. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

<災害救助法適用日：1月1日>

■災害救助法適用市町：新潟県、富山県、石川県、福井県の一部地域

隣接する地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、福島県、群馬県の一部地域

※詳細地域は2枚目をご確認願います。

※支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※不使用料金は、基本料金の半額。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

住宅オーナーのお客様

ダイワハウスでんき専用コールセンター：0120-629-755

営業時間 9:00～18:00

日曜・祝定休、夏季・年末年始休暇を除く

2枚目に続きます

法人（ダイワハウスビジネスでんき）のお客様

〒102-8112 東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京本社環境エネルギー事業本部

PPS 顧客管理グループ

Tel:03-5214-2053 営業時間 8:00～17:00

土曜日曜・祝定休、夏季・年末年始休暇を除く

令和6年能登半島地震に伴う被害により電気料金の特別措置を適用する地域

(2024年1月1日時点)

■適用対象地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町
下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、
妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、
丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、
西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、
刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

群馬県：利根郡みなかみ町

以上